

高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児（通所・入所）給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等の利用者が複数いる場合などで、月ごとに世帯での利用者負担額の合計額が基準額を超えたときに、超えた額が支給されます。（償還払いの方法によります。）

【対象者】

次のいずれかに該当する人

1. 同じ世帯の中での障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の利用者負担額（介護保険のサービス及び補装具の利用者負担も含む）の合計（月額）が、基準額の 37,200 円を超えている
2. 同じ世帯の障害児が障害福祉サービスと障害児入所・通所支援の両方を利用しており、利用者負担額の合計（月額）が受給者証の負担上限月額（高い方）を超えている

【手続方法】

該当する人あてに申請書をお送りしていますので、振込先等を記入のうえ、障害福祉課まで郵送してください。ただし、障害児入所支援をご利用の場合は、該当・非該当の確認が必要になりますので、下記窓口までお問合せください。

【窓口】

市役所 障害福祉課（電話：35-3780）